

「分析前後段階の品質保証」についての指針（案） - 臨床検査室 - に対するコメント及び処置

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 臨床検査室技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
1	木村 一夫	3. 目的 と背景	2 段 落 1 行目	G	患者さんの敬称削除	何処で実施してもそれを利用する 医師や診療を受ける患者さん(の 期待に沿える品質……	: 採用
2	木村 一夫	3. 目的 と背景	2 段 落 3 行目	E	正確性	精確性	: 採用
3	木村 一夫	4.1. 検 査 依頼	5 行 目	G	衛生検査所が検体を受領 する際にも、依頼伝票もし くは電子データに同様に 求められる。	「どのような施設であっても」に 修正、「にも」: 削除 どのような施設であっても検体 を受領する際にも、依頼伝票もし くは電子データに同様に求めら れる	× : 不採用 直前のパラグラフの内容が、主に 病院内臨床検査室での記載を しているため、衛生検査所 に対しても同様な留意事項と して付記しているため。
4	木村 一夫	ANNE X A 4 . 採 取した 検体の 取扱	(2) 全 血	T	採血後は採血管内のフ ッ化ナトリウム(NaF)を血 液に速やかに溶かすこと。	フッ化ソーダ血の記載はあるが EDTA 血/クエン酸血など攪拌 が必要なものについて記載が 抜けている 記載を追加する	× : 不採用 ANNEX A は厚生労働省の「標 準的な健診・保健指導プログラ ム(確定版)」の文書をそのま ま掲載しているため、ここ では追記削除等は行わない こととした。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。